

介護ウェーブ2022 推進ニュース

★ 「早急にすべての介護従事者の賃金を全額公費負担により全産業平均給与水準まで引き上げることを求める団体署名」の緊急の取り組みについて（2022年4月11日）（別添資料）

政府による介護職員の新たな処遇改善策に対し、中央社保協が4月8日付けで抜本的な改善を求める緊急団体署名の取り組みを提起しました。（通達第ア-47号）

署名の主旨にあるように、政府は介護従事者について一人9000円という賃金引上げを打ちましたが、政府がめざすとした全産業平均水準には遠く及びません。全ての介護全従事者が対象となっておらず、居宅介護支援事業所など対象外とされている事業・職種もあります。さらに本年10月からは、介護報酬に切り替えることが予定されており、利用者に新たな利用料負担が生じることになります。

このままでは介護の人手不足は解決せず、介護現場は崩壊してしまいます。大幅な賃金引上げは待ったなしの課題です。参院選に向けて介護問題を大きな争点に引き上げていくために、今回の緊急団体署名を広げていきましょう。

第1次集約を5月9日（月）、第2次集約を5月19日（木）
までという集中した取り組みとなります。法人・事業所から提出頂きますようお願いいたします。団体署名はすでに通達にて各県連に送付していますが、こちらニュースの添付資料としても付けています。各法人・事業所でのご対応をお願いいたします。

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

早急にすべての介護従事者の賃金を全額公費負担により全産業平均給与水準まで引き上げることを求める

2022年 月 日

2年以上に及ぶコロナ禍の中、必死の努力の中高齢者のいのち暮らしを守るうと奮闘し、在宅でも施設でも介護に従事する労働者。事業所は疲弊しまっています。介護施設に感染が拡大しても病院への入院を受け入れられず「留め置き」状態が求められ、そのことがさらに感染拡大に拍車をかけ、現場の介護従事者、事業所の努力、自己犠牲で乗り切っています。

そうした人々の悲痛な叫びの中で、政府は介護従事者について一人9000円という賃金引上げを打ちましたが、遠く及ばない実態となっています。現状では、全産業平均給与との差は依然として大きくなっています。介護職場に働く全従事者が対象となっておらず、居宅介護支援事業所など対象外とされている事業所もあります。さらに本年10月からは、介護報酬に切り替えることが予定されており、利用者に新たな利用料負担が生じることになります。

このままでは介護の人手不足は解決せず、日本の介護は崩壊してしまいます。大幅な賃金引上げは待ったなしの課題であり、介護現場の困難を打開していくために、政府として全力を挙げて取り組むことが求められています。

以下、要請します。

1. 早急にすべての介護従事者の賃金を全額公費負担により全産業平均給与水準まで引き上げてください

団体名 _____

代表者名 _____

所在地・連絡先 _____

★今回の政府の対応に対するご意見がありましたらお書きください

■取り扱い団体 中央社会保険推進協議会 〒110-0013 東京都台東区谷1-9-5
全日本民主医療機関連合会 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4
TEL: 03(5842)6451 FAX: 03(5842)6460 e-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp

＜現在までに各地から寄せられた政府に対する意見・要望＞

各地から寄せられた意見・要望の一部を紹介します。

◇介護人材確保は待ったなしです。介護保険があっても、介護する人がいなければサービスは受けられません。介護の社会化が目的で始まった介護保険制度が立ち行かなくなっています。今こそ、ケア労働を大切にして、安心な社会をつくるべきです。

◇私たちの法人でのあてはめでは、1人平均6,383円となりました。計算・支給方法も煩雑となり、引き続きコロナ対応をしながらの作業は大変です。介護報酬をしっかりと引き上げる方向で検討を強く希望します。

◇精神的、肉体的に緊張の業務の連続で、職員が疲弊、労働の継続の困難さに直面しております。労働に見合う対価への引き上げを希望します。

◇介護業界は慢性的な人手不足です。加えて、職員の高齢化が進み、若者の成り手が非常に少ないです。一方、介護サービスのニーズは益々増加し、法令遵守を含めて、何とか運営するために派遣や紹介会社に高額で職員

を探しますが、入職後やめてしまうなど継続して働き続けることができない事態が生じています。まずは現存の介護従事者（介護職員のみならず生活相談員や介護支援専門員を含む）の補償で給与補償を行い、決して他業種に劣らない職種であること、全従事者に保証し、他職種への異動を拒む職員がいなくなるシステムをお示し下さい。担い手が増えれば技術の研鑽も高まります。

◇介護の仕事は家事の延長ではなく専門職です。プロとして社会全体が認識できる賃金にしなければ、担い手の確保は困難で介護崩壊に向かうしかありません。早急に全額公費での引き上げを求めます。

◇現場スタッフ間の分断の恐れを感じています！法人内異動の妨げ、障壁になっています！

◇居宅介護支援事業所の職員です。居宅介護支援事業所も経営は非常に厳しい状況です。介護職員賃上げがもとよりケアマネジャーの賃上げも要請します。

◇介護現場の人手不足は深刻です。安心して仕事が続けられるよう、対応してください。

◇全産業平均と8万円の差があるなかであまりにも低い金額であり、居宅介護支援事業所のケアマネジャーなど一部のサービス事業は対象から外されています。22年10月以降は介護報酬への上乗せに切り替える方向が示唆されていますが、この方法では利用者負担が増大し、現在の処遇改善加算と同様の問題が生じることになります。

◇10月以降の賃金改善は、結局利用者への負担が増え、事業所は利用者負担を考慮して加算に消極的になります。訪問介護では、利用者負担の20%が処遇改善加算関係になってしまいます。これ以上要介護高齢者への負担を強いることは限界です。公費での介護・福祉職員への賃金改善を強く要望します。

■ 各地の取り組み

○ 介護事業者の減収に対して県に要請実施（新潟民医連）



3月4日、新型コロナウイルスの流行「第6波」で経営に打撃を受けた介護・福祉事業所に対する減収補填と、濃厚接触者となった介護従事者らが待機できる施設の確保を求める要望書を県に提出しました。提出後、県庁で記者会見した小網孝志事務局長は「地域の介護と福祉を守るために、配慮をお願いしたい」と訴え、坂井輪会の古藤事務局長より「陽性者になった職員の居場所や宿泊する場所がなく、家族にうつしてしまうのではないか不安になる」など、現場からの切実な訴えをしました。



<要請事項>

1. 事業所への減収補填について検討して頂けますよう、お願い致します。また、国にも制度策定を申し入れて頂けますよう、お願い致します。
2. 介護従事者が陽性・濃厚接触になった場合の、宿泊・休憩施設を、県で支援制度をつくり、自治体に周知して頂けますよう、お願い致します。

お問い合わせ先 介護ウェーブ推進本部

TEL: 03-5842-6451

E-mail: min-Kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨・瀧澤